

## 佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、佐賀市が保有する公用車両のうち一般目的に使用される車両（以下「一般公用車」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 要綱第3条第2項各号に掲げるもの
- (2) 佐賀市広告掲載基準の3に掲げるもの
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条に規定する特定商取引及びこれらに類するもの
- (4) 不動産の売買、賃借等に関するもの（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）
- (5) 求人に関するもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (7) 基本情報が開示されていない団体等の事業活動に関するもの

### (広告掲載車の指定)

第3条 広告を掲載する一般公用車は、市長が指定する。

### (広告のデザイン等)

第4条 一般公用車に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用したもの
- (4) 地色に黒色、金色若しくは銀色、又は信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのある色を使用したもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

### (広告の掲載方法)

第5条 一般公用車への広告の掲載は、広告の内容を表示した特殊フィルム等を車両に張り付ける方法によるものとする。

2 前項の特殊フィルム等の材質は、広告の掲載期間中に当該広告が車体から剥離し、及び当該広告の撤去時に車体の塗装が剥離しないものとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、市長が定める。

(広告の掲載位置及び規格)

第7条 広告を掲載する位置は、一般公用車の両側面とし、その位置及び規格は、車両ごとに市長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、広告を掲載する位置を両側面以外とすることができる。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、広告の掲載の日から1年間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の掲載期間は、更新することができる。

(広告掲載の募集方法)

第9条 広告の募集は、市報さが、佐賀市ホームページ等により、期間を定めて行う。

(広告掲載の申込み)

第10条 一般公用車に広告を掲載しようとする者は、佐賀市一般公用車両広告掲載申込書(別記様式。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の原稿又は見本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申込書を提出した者(以下「申込者」という。)は、次のすべての要件を満たす者でなければならない。

(1) 市町村税に滞納がないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告を掲載する者として不適當であると市長が認めるものでないこと。

(広告掲載の決定方法)

第11条 市長は、申込書が提出されたときは、添付された広告の原稿等が要綱第3条並びにこの要領第2条及び第4条の規定により掲載に適する広告(以下「適正広告」という。)に該当するか否かを審査するものとする。

2 前項の審査後、次の方法により掲載する広告を決定するものとする。ただし、既に広告を掲載している者が引き続き当該広告の掲載を希望するときその他特に市長が必要と認めるときは、優先して当該広告の掲載を決定することができる。

(1) 適正広告の数が1のときは、当該広告の掲載を決定する。

(2) 適正広告の数が複数のときは、次の優先順位により掲載する広告を決定する。この場合において、同じ優先順位に複数の適正広告が該当し、掲載する広告を決定できないときは、当該複数の適正広告から抽選の方法により掲載する広告を決定する。

優先順位	広 告
1	国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人及びこれらに類するものに係る広告
2	公共性の高い申込者に係る広告（優先順位が1位の広告を除く。）
3	市内に事業所等を有する申込者に係る広告（優先順位が1位及び2位の広告を除く。）
4	優先順位が1位から3位までの広告以外の広告

3 前項の規定により掲載する広告を決定する場合において、市長が必要と認めるときは、1回の募集において掲載できる広告の数を制限することができる。

4 市長は、掲載する広告を決定したときは、速やかにその旨を当該広告の申込者（以下「広告主」という。）に通知しなければならない。

（広告の掲載料の納付）

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに第6条に規定する掲載料を一括して納付しなければならない。

（費用負担等）

第13条 広告の作成、一般公用車への掲載及び一般公用車に掲載している広告の撤去（市の責による場合を除く。）に係る費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体の塗装の剥離その他車体の破損が生じたときは、広告主が原状に復するものとする。

3 天災等不可抗力による場合を除き、掲載期間中に市の責により広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条の規定による掲載する広告の決定を取り消すことができる。

(1) 第12条に規定する期日までに掲載料を一括して納付しなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、要綱及びこの要領の規定に違反したとき。

(3) 広告主が広告の掲載を辞退したとき。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、その広告の内容等掲載している広告に関するすべての責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(掲載料の還付)

第16条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主に責によらない理由で広告を掲載できなくなったときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告審査委員会)

第17条 一般公用車への広告の掲載を適正に実施するため、佐賀市一般公用車両広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総務部長、総務部副部長、総務法制課長、秘書課長、秘書課広報係長、総務法制課総務係長で構成し、委員長は総務部長とする。
- 3 委員会は、広告の内容、広告の優先順位その他広告の掲載に関することについて審査する。
- 4 委員会は、審査に際し、その広告の内容、業務の内容その他審査に必要な事項について、申込者に対し説明若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

佐賀市一般公用車両広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申込者

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者職氏名

連絡先

本社住所（所在地）

佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第10条第1項の規定に基づき、次のとおり広告案を添えて申し込みます。

事業の概要	
広告の内容	
広告原稿	別添のとおり
掲載希望車両 及び台数	
希望掲載期間	年 月 日から1年間
広告掲載の条件 （該当する箇所の□に✓を入れてください。）	<input type="checkbox"/> 佐賀市広告掲載取扱要綱、佐賀市広告掲載基準及び佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領の諸規定を遵守し、実施に当たっては佐賀市の指示に従います。 <b>（市内に事業所、事務所等を有する場合）</b> <input type="checkbox"/> 市税完納証明書（市税に未納の額がないことを証明する書類）を添えて申し込みます。 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書の提出のかわりに、佐賀市が市税納付状況調査を行うことについて同意します。 <b>（市内に事業所、事務所等を有しない場合）</b> <input type="checkbox"/> 市町村税完納証明書（市町村税に未納の額がないことを証明する書類）を添えて申し込みます。